

現況届は8/31(月)までに提出してください!

児童扶養手当

現在、児童扶養手当を受給中の方や所得制限などで支給が全部停止になっている方は、8月31日(月)までにお住まいの区の保健福祉センターこども家庭課へ現況届を提出してください。提出がない場合、11月分以降の手当が受給できません。新たに支給を受ける方は次の受給要件を確認し、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課で手続きを行ってください。

支給対象 18歳まで(18歳到達後の最初の3月末日まで)の児童または20歳未満で一定の障害を持つ児童を

- ・養育している父または母
- ・父母に代わって養育している方

受給要件 児童が次のいずれかに該当すること

- ・父母が離婚している
- ・父または母が死亡、重度障害者、生死不明または1年以上拘禁の状態にある
- ・父または母から1年以上遺棄されている
- ・父または母が、裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令を受けている
- ・母が未婚である など

所得制限 2019年中の所得が、所得制限限度額未満の場合は、手当の一部または全部を支給します。児童または父母が養育費を受け取っている場合、その額の8割を所得に算入します。

扶養人数	支給対象者本人 (孤児などの養育者を除く)		孤児などの養育者、支給対象者本人の配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	312万円未満
3人以上	1人増えるごとに38万円加算		

☎保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137 若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150
こども家庭支援課 ☎245-5179 FAX245-5631

現況届の提出を
忘れないよう、
注意しましょう



編集担当I

手当月額 奇数月に2カ月分を支給します。なお、児童または父母などが公的年金(老齢福祉年金を除く)を受給している場合は、手当額から年金額を引いた金額が支給額となり、年金額が手当額より高い場合は支給されません。

児童人数	全部支給	一部支給
1人	43,160円	43,150円~10,180円 (所得により支給額が異なる)
2人	10,190円を上限に加算 (所得に応じて加算額の調整あり)	
3人以上	6,110円を上限に加算 (所得に応じて加算額の調整あり)	

受給できない場合 児童が父または母の配偶者(内縁関係なども含む)に療育されている場合は、手当を受給できません。

届出に必要な書類 該当する受給要件などにより必要な書類が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

現況届は郵送でも受け付けます

新型コロナウイルス感染防止のため、現況届の提出は郵送でも受け付けます。

詳しくは、7月下旬に郵送する現況届の案内をご覧ください。



更新手続きは8/31(月)までに!

ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭(母子・父子家庭)などの方の医療費について、保険診療の範囲内で自己負担額の全額を助成しています。現在、助成を受けている方には、7月下旬に更新申請書を郵送していますので、必要書類を添付して8月31日(月)までに提出してください(郵送可)。新たに助成を受ける方は、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課で、医療費助成資格証明書の交付手続きを行ってください。

助成対象 いずれも児童が18歳到達後の最初の3月末日まで

- ①母子家庭の母と児童
- ②父子家庭の父と児童
- ③両親のいない家庭の児童と、児童を養育している方(配偶者がいない場合のみ)
- ④配偶者の一方に重度の障害がある場合など前記の①②に準ずる母または父とその児童

助成要件 次の全ての要件に該当すること

- ・市内に住所があること
- ・医療費助成資格証明書の交付または更新申請月の前々年(11・12月の場合は前年)の所得額が、児童扶養手当の所得制限限度額未満の世帯
- ・国民健康保険の被保険者または社会保険の被保険者および被扶養者
- ・心身障害者医療などの医療費助成または生活保護を受けていないこと

児童扶養手当の所得制限

対象者	限度額
母・父	192万円+ (扶養人数× 38万円)
養育者・ 扶養義務者 など	236万円+ (扶養人数× 38万円)

医療費助成資格証明書の交付・更新申請

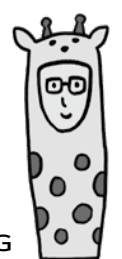
申請書に、母子・父子家庭であることを証明する書類(戸籍全部事項証明書、遺族基礎年金証書、児童扶養手当証書)や健康保険証などを添付して申請してください。そのほか、家庭の状況などにより別途書類が必要な場合があります。

詳しくは、[千葉市 ひとり親家庭の医療費助成](#)

医療費の助成を受けるには

医療費助成申請書・領収書・医療費助成資格証明書を、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課へ提出してください。

受診翌月以降に
申請してください



編集担当G

☎保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲毛 ☎284-6137 若葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美浜 ☎270-3150
こども家庭支援課 ☎245-5179 FAX245-5631